

## 地域型保育事業の設備と運営の基準（案）と区の現状・区の考え方

【家庭的保育事業：定員 1 人以上 5 人以下】

項目	国基準 (条)	国の基準の内容		基準の区分	区の現状	区の考え方（会議の 検討結果の反映）
保育従事者	23 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育者：市町村長が行う研修を修了した保育士、または保育士と同等の知識・経験を有すると市町村長が認めた者</li> <li>・家庭的保育補助者：市町村長が行う研修を修了した者で、家庭的保育者を補助する者</li> </ul>		従うべき	左記のとおり実施	国の基準＋会議の厳格基準を採用する (資格に関して、質を担保するために、研修や資格取得後の職員への情報提供、研修後の立ち入り調査・巡回を確実に行うよう、明文化する。)
職員数	23 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育者 1 人が保育できる乳幼児数は 3 人以下 (家庭的保育補助者が付く場合は 5 人以下)</li> </ul>		従うべき	左記のとおり実施	国の基準どおりとする
設備・面積	22 条	保育室等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育を行う専用の部屋を設け、面積は 9.9 m<sup>2</sup>以上 (3 人を超える場合、乳幼児 1 人につき 3.3 m<sup>2</sup>を加算)</li> <li>・採光・照明・換気・便所の設備を有する</li> </ul>	参酌すべき	左記のとおり実施	国の基準どおりとする
		屋外 遊戯場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭がある(付近の代替地でも可)</li> <li>・満 2 歳以上の幼児 1 人につき 3.3 m<sup>2</sup>以上であること</li> </ul>		左記のとおり実施	国の基準どおりとする
給食	15・16 条	方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事の提供は、事業所内で調理する方法により行わなければならない。ただし、調理業務の全部委託や連携施設等からの搬入も可。その場合、加熱等の調理設備を設ける。</li> </ul>	従うべき	各家庭から弁当・おやつ持参。おやつは購入した物を提供しているところあり。	国の基準どおりとする
	22 条	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理設備</li> </ul>		家庭用の流しあり。	国の基準どおりとする (調理設備の整備が難しい場合、連携施設からの搬入を検討する。)

項目	国基準 (条)	国の基準の内容		基準の区分	区の現状	区の考え方（会議の 検討結果の反映）
	23 条	職員	・調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部委託や連携施設等からの搬入の場合は不要。		—	国の基準どおりとする
耐火基準 等	22 条	・火災報知器・消火器の設置し、消火・避難訓練を定期的実施する		参酌すべき	左記のとおり実施	国の基準どおりとする

【小規模保育事業A型：定員6人以上19人以下】：墨田区ではこれに該当する施設はない

項目	国基準 (条)	国の基準の内容		基準の区分	区の現状	区の考え方（会議の 検討結果の反映）
保育従事者	29条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士</li> <li>※事業所勤務の保健師・看護師を、1人に限り保育士としてみなすことができる</li> </ul>		従うべき	—	国の基準どおりとする
職員数	29条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児:おおむね3人につき1人</li> <li>・満1歳以上満3歳未満の幼児:おおむね6人につき1人</li> <li>・満3歳以上満4歳未満の児童:おおむね20人につき1人</li> <li>・満4歳以上の児童:おおむね30人につき1人</li> <li>※保育士の数は、上記から算出した職員数に1人以上を追加</li> </ul>		従うべき	—	国の基準+会議の厳格基準を採用する。 (基準上必要な保育従事者は常勤職員とする。)
設備・面積	28条	保育室等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満2歳未満:乳児室又はほふく室、1人につき3.3㎡以上</li> <li>・満2歳以上:保育室又は遊戯室、1人につき1.98㎡以上</li> <li>・いずれも保育に必要な用具・便所を備えること</li> </ul>	参酌すべき	—	国の基準どおりとする
		屋外遊技場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満2歳以上の利用では、屋外遊戯場を設けること(付近の代替地でも可)</li> <li>※1人につき3.3㎡以上であること</li> </ul>		—	国の基準どおりとする
給食 (家庭的保育事業と同様)	15・16条	方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事の提供は、事業所内で調理する方法により行わなければならない。ただし、調理業務の全部委託や連携施設等からの搬入も可。その場合、加熱等の調理設備を設ける。</li> </ul>	従うべき	—	国の基準どおりとする
	28条	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理設備</li> </ul>		—	国の基準どおりとする
	29条	職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部委託や連携施設等からの搬入の場合は不要。</li> </ul>		—	国の基準どおりとする
耐火基準等	28条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認可保育所に準じた上乗せ規制</li> </ul>		参酌すべき	—	国の基準どおりとする

【小規模保育事業B型：定員6人以上19人以下】

項目	国基準 (条)	国の基準の内容		基準の区分	区の現状	区の考え方（会議の 検討結果の反映）
保育従事者	31条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士</li> <li>・保育従事者：市町村長が行う研修の修了した者</li> </ul> ※事業所勤務の保健師・看護師を、1人に限り保育士としてみなすことができる		従うべき	施設型小規模保育所における保育従事者は保育士（保健師、助産師及び看護師については、保育士とみなしている。）又は所定の研修を修了した者としている。	国の基準どおりとする (区の現状より厳しい国の基準に従う。)
職員数	31条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児：おおむね3人につき1人</li> <li>・満1歳以上満3歳未満の幼児：おおむね6人につき1人</li> <li>・満3歳以上満4歳未満の児童：おおむね20人につき1人</li> <li>・満4歳以上の児童：おおむね30人につき1人</li> </ul> ※職員の数は、上記から算出した職員数に1人以上を追加。 ※職員数のうち、半数以上は保育士とする。		従うべき	施設型小規模保育所における保育士等の配置数は左記のとおりであるが、基準上必要な保育従事職員数のうちの6割以上は常勤職員の保育士であるとしている。	国の基準＋会議の厳格基準を採用する。 (有資格者等の要件として国基準の「職員数のうち、半数以上は保育士とする。」については、「6割以上は常勤職員の保育士」とし、更なる厳しい基準とする。)
設備・面積 (A型と同様)	28条 (準用)	保育室等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満2歳未満：乳児室又はほふく室、1人につき3.3㎡以上</li> <li>・満2歳以上：保育室又は遊戯室、1人につき1.98㎡以上</li> <li>・いずれも保育に必要な用具・便所を備えること</li> </ul>	参酌すべき	施設型小規模保育所における保育室等は左記のとおり。	国の基準どおりとする
		屋外遊技場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満2歳以上の利用では、屋外遊戯場を設けること(付近の代替地でも可)</li> <li>※1人につき3.3㎡以上であること</li> </ul>		施設型小規模保育所における屋外遊戯場は左記のとおり。	
給食 (A型と同様)	15・16条	方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事の提供は、事業所内で調理する方法により行わなければならない。ただし、調理業務の全部委託や連携施設等からの搬入も可。その場合、加熱等の調理設備を設ける。</li> </ul>	従うべき	施設型小規模保育所においては事業所内で調理している。	国の基準どおりとする

項目	国基準 (条)	国の基準の内容		基準の区分	区の現状	区の考え方（会議の 検討結果の反映）
	28条（準用）	設備	・調理設備		施設型小規模保育所に調理室を設けている。	国の基準どおりとする
	31条	職員	・調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部委託や連携施設等からの搬入の場合は不要。		施設型小規模保育所に調理員を置いている。	国の基準どおりとする
耐火基準等	28条（準用）	・認可保育所に準じた上乗せ規制		参酌すべき	施設型小規模保育所においては認可保育所に準じた耐火基準を設けている。	国の基準どおりとする

【小規模保育事業C型：定員6人以上10人以下】

項目	国基準 (条)	国の基準の内容		基準の区分	区の現状	区の考え方（会議の 検討結果の反映）
保育従事者	34条	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭的保育者：市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等の知識・経験を有すると市町村長が認めた者</li> <li>家庭的保育補助者：市町村長が行う研修を修了した者で、家庭的保育者を補助する者</li> </ul>		従うべき	左記のとおり実施	国の基準どおりとする
職員数	34条	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭的保育者1人が保育できる乳幼児数は3人以下（家庭的保育補助者が付く場合は5人以下）</li> </ul>		従うべき	左記のとおり実施	国の基準どおりとする
設備・面積 (家庭的保育事業と同様)	33条	保育室等	<ul style="list-style-type: none"> <li>満2歳未満：乳児室又はほふく室、1人につき3.3㎡以上</li> <li>満2歳以上：保育室又は遊戯室、1人につき3.3㎡以上</li> <li>いずれも保育に必要な用具・便所を備えること</li> </ul>	参酌すべき	左記のとおり実施	国の基準どおりとする
		屋外遊技場	<ul style="list-style-type: none"> <li>満2歳以上の利用では、屋外遊戯場を設けること(付近の代替地でも可) ※1人につき3.3㎡以上であること</li> </ul>		左記のとおり実施	国の基準どおりとする
給食 (A型と同様)	15・16条	方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>食事の提供は、事業所内で調理する方法により行わなければならない。ただし、調理業務の全部委託や連携施設等からの搬入も可。その場合、加熱等の調理設備を設ける。</li> </ul>	従うべき	連携保育園が近い保育室については、搬入している。そうでない場合は、弁当持参	国の基準どおりとする
	33条	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>調理設備</li> </ul>		必要最低限な設備あり	国の基準どおりとする
	34条	職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部委託や連携施設等からの搬入の場合は不要。</li> </ul>		連携園からの搬入及び弁当のため、調理員は不要	国の基準どおりとする
耐火基準等	33条	<ul style="list-style-type: none"> <li>認可保育所に準じた上乗せ規制</li> </ul>		参酌すべき	—	国の基準どおりとする
利用定員の経過措置	附則5条	<ul style="list-style-type: none"> <li>省令施行から5年間は、利用定員を6人以上15人以下とすることができる。</li> </ul>		従うべき	現在の定員は、11名及び15名である。	国の基準どおりとする (施行から5年間において国基準に誘導する。)

【①事業所内保育事業：定員 20 人以上】：区が関与している事業所内保育施設は無い

項目	国基準 (条)	国の基準の内容		基準の区分	区の現状	区の考え方（会議の 検討結果の反映）
保育従事者	44 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士</li> <li>※事業所勤務の保健師・看護師を、1 人に限り保育士としてみなすことができる</li> </ul>		従うべき	—	国の基準どおりとする
職員数	44 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児:おおむね 3 人につき 1 人</li> <li>・満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児:おおむね 6 人につき 1 人</li> <li>・満 3 歳以上満 4 歳未満の児童:おおむね 20 人につき 1 人(★)</li> <li>・満 4 歳以上の児童:おおむね 30 人につき 1 人(★)</li> <li>★保育の体制の整備状況や地域の実情を勘案して、保育が必要と認められる満 3 歳以上の児童(給付対象)の場合</li> </ul>		従うべき	—	国の基準どおりとする
設備・面積	43 条	保育室等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満 2 歳未満:乳児室(1 人につき 1.65 m<sup>2</sup>以上) または ほふく室(1 人につき 3.3 m<sup>2</sup>以上)</li> <li>・満 2 歳以上:保育室又は遊戯室、1 人につき 1.98 m<sup>2</sup>以上</li> <li>・いずれも保育に必要な用具・便所(・医務室)を備えること</li> </ul>	参酌すべき	—	国の基準どおりとする
		屋外遊技場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満 2 歳以上の利用では、屋外遊戯場を設けること(付近の代替地でも可) ※1 人につき 3.3 m<sup>2</sup>以上であること</li> </ul>		—	国の基準どおりとする
給食	15・16 条	方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事の提供は、事業所内で調理する方法により行わなければならない。ただし、調理業務の全部委託や連携施設等からの搬入も可。</li> </ul>	従うべき	—	国の基準どおりとする
	43 条	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理室</li> </ul>		—	国の基準どおりとする
	44 条	職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部委託や連携施設等からの搬入の場合は不要。</li> </ul>		—	国の基準どおりとする
耐火基準等	43 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認可保育所に準じた上乘せ規制</li> </ul>		参酌すべき	—	国の基準どおりとする
連携施設	45 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携施設を確保しないことができる。</li> </ul>		従うべき	—	国の基準どおりとする

【②事業所内保育事業：定員 19 人以下】：区が関与している事業所内保育施設は無い

項目	国基準 (条)	国の基準の内容		基準の区分	区の現状	区の考え方（会議の 検討結果の反映）
保育従事者	47 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士</li> <li>・保育従事者：市町村長が行う研修の修了した者</li> <li>※事業所勤務の保健師・看護師を、1 人に限り保育士としてみなすことができる</li> </ul>		従うべき	—	国の基準どおりとする
職員数	47 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児：おおむね 3 人につき 1 人</li> <li>・満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児：おおむね 6 人につき 1 人</li> <li>・満 3 歳以上満 4 歳未満の児童：おおむね 20 人につき 1 人(★)</li> <li>・満 4 歳以上の児童：おおむね 30 人につき 1 人(★)</li> <li>※職員の数は、上記から算出した職員数に 1 人以上を追加。</li> <li>※職員数のうち、半数以上は保育士とする。</li> <li>★保育の体制の整備状況や地域の実情を勘案して、保育が必要と認められる満 3 歳以上の児童（給付対象）の場合</li> </ul>		従うべき	—	国の基準+会議の厳格基準を採用する。 (有資格者等の要件として国基準の「職員数のうち、半数以上は保育士とする。」については、「6 割以上は常勤職員の保育士」とする。)
設備・面積	28 条 (準用)	保育室等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満 2 歳未満：乳児室又はほふく室、1 人につき 3.3 m<sup>2</sup>以上</li> <li>・満 2 歳以上：保育室又は遊戯室、1 人につき 1.98 m<sup>2</sup>以上</li> <li>・いずれも保育に必要な用具・便所を備えること</li> </ul>	参酌すべき	—	国の基準どおりとする
		屋外遊技場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満 2 歳以上の利用では、屋外遊戯場を設けること(付近の代替地でも可) ※1 人につき 3.3 m<sup>2</sup>以上であること</li> </ul>		—	国の基準どおりとする
給食	15・16 条	方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事の提供は、事業所内で調理する方法により行わなければならない。ただし、調理業務の全部委託や連携施設等からの搬入も可。その場合、加熱等の調理設備を設ける。</li> </ul>	従うべき	—	国の基準どおりとする
	28 条 (準用)	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理設備</li> </ul>		—	国の基準どおりとする
	47 条	職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部委託や連携施設等からの搬入の場合は不要。</li> </ul>		—	国の基準どおりとする
耐火基準等	28 条(準用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認可保育所に準じた上乗せ規制</li> </ul>		参酌すべき	—	国の基準どおりとする



**【事業所内保育事業の利用定員の設定（地域枠による乳幼児の受け入れ）】（国基準（条）：42条）**

利用定員の区分に応じて、市区町村が定める乳幼児以上の定員枠（地域枠）を設けなくてはならない（参酌すべき）。

定員区分	乳幼児数の数（地域枠）	
	国の基準	区の考え方
1～5名	1名	国の基準どおりとする
6～7名	2名	国の基準どおりとする
8～10名	3名	国の基準どおりとする
11～15名	4名	国の基準どおりとする
16～20名	5名	国の基準どおりとする
21～25名	6名	国の基準どおりとする
26～30名	7名	国の基準どおりとする
31～40名	10名	国の基準どおりとする
41～50名	12名	国の基準どおりとする
51～60名	15名	国の基準どおりとする
61～70名	20名	国の基準どおりとする
71名～	20名	国の基準どおりとする

【居宅訪問型保育事業】：区が関与する居宅訪問型保育事業は無い

項目	国基準 (条)	国の基準の内容	基準の区分	区の現状	区の考え方（会議の 検討結果の反映）
保育の内容	37 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次に掲げる保育を提供するものとする。</li> <li>※障害、疾病の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育</li> <li>※教育・保育施設などが利用定員の減少・確認の辞退をする際、便宜の提供に対応するための保育</li> <li>※母子家庭等の乳幼児の保護者が、夜間・深夜の勤務に従事する場合への対応等、必要性が高いと市区町村が認める乳幼児への保育</li> </ul> （その他、離島の規定などあり）	従うべき	—	国の基準どおりとする
保育従事者	39 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育者：市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等の知識・経験を有すると市町村長が認めた者</li> </ul>	従うべき	—	国の基準どおりとする
職員数	39 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育者 1 人が保育できる乳幼児数は 1 人</li> </ul>	従うべき	—	国の基準どおりとする
設備・備品	38 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所には、事業の運営を行うのに必要な広さの区画を設け、必要な設備・備品を備えなければならない。</li> </ul>	参酌すべき	—	国の基準どおりとする
連携施設	40 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害・疾病などに関する乳幼児の場合、予め連携する障害児入所施設、その他の市町村の指定する施設を確保しなければならない。</li> </ul>	従うべき	—	国の基準どおりとする

【総則】（各事業共通）

項目	国基準 (条)	国の基準の内容	基準の区分	区の現状	区の考え方（会議の 検討結果の反映）
最低基準	4条	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭的保育事業者等は、市区町村が条例で定める最低基準を超えて、設備・運営を向上させなければならない。</li> <li>最低基準を理由として、設備・運営を低下させてはならない。</li> </ul>	—	左記のとおり実施	国の基準どおりとする
一般原則	5条	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭的保育事業者等は、乳幼児の人格を尊重して、運営しなければならない。</li> <li>地域社会との連携・交流を図り、保護者や地域社会に運営内容を説明するよう努めなければならない。</li> <li>家庭的保育事業者等は、自ら保育の質の評価を行い、改善に努めなければならない。</li> <li>家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者の評価を受け、結果を公表し、改善に努めなければならない。</li> <li>家庭的保育事業所等は、事業の目的を達成するための設備を設けなければならない。</li> <li>家庭的保育事業所等の設備は、採光や換気などの保健衛生や危害防止に十分に考慮して設けなければならない。</li> </ul>	従うべき	左記のとおり実施	国の基準どおりとする
保育所等 との連携	6条	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を除く)は、保育が確実に行われ、保育提供終了後も満3歳以上の児童に必要な保育が継続的に提供されるよう、連携施設(連携協力をを行う保育所・幼稚園・認定こども園)を確保しなければならない。</li> </ul> <p>※集団保育の機会、事業者に対する相談・助言・支援、代替保育の提供など</p>	従うべき	左記のとおり実施	国の基準どおりとする
非常災害	7条	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭的保育事業所等においては、消火用具・非常口などの設備を設け、具体的計画を立て、訓練するよう努めなければならない。</li> <li>避難・消火訓練は、少なくとも月1回は行わなければならない。</li> </ul>	参酌すべき	左記のとおり実施	国の基準どおりとする
職員の一 般的要件	8条	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭的保育事業等の職員は、健全な心身、豊かな人間性と倫理観、熱意のある者で、理論や実際の訓練を受けた者でなければならない。</li> </ul>	参酌すべき	左記のとおり実施	国の基準どおりとする

項目	国基準 (条)	国の基準の内容	基準の区分	区の現状	区の考え方（会議の 検討結果の反映）
職員の知識・技能の向上等	9条	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭的保育事業等の職員は、知識・技能の習得と維持・向上に努めなければならない。</li> <li>家庭的保育事業者等は、職員に対し、研修の機会を確保しなければならない。</li> </ul>	参酌すべく	左記のとおり実施	国の基準どおりとする
他の社会福祉施設を併せて設置するときの基準	10条	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、職員・設備の一部を兼ねることができる。</li> </ul>	参酌すべき	左記のとおり実施	国の基準どおりとする
	10条	<ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、保育室・特有の設備・直接従事する職員は、この限りではない。</li> </ul>	従うべき	左記のとおり実施	国の基準どおりとする
平等に取り扱う原則	11条	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭的保育事業所等においては、乳幼児の国籍や信条、社会的身分などによって、差別的取り扱いをしてはならない。</li> </ul>	従うべき	左記のとおり実施	国の基準どおりとする
虐待等の禁止	12条	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭的保育事業等の職員は、乳幼児に対し、虐待やその他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</li> </ul>	従うべき	左記のとおり実施	国の基準どおりとする
懲戒に係る権限の乱用禁止	13条	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭的保育事業者等は、懲戒に関して乳幼児の福祉のために必要な措置をとるときは、人格を辱めるなど権限を乱用してはならない。</li> </ul>	従うべき	左記のとおり実施	国の基準どおりとする
衛生管理等 (一部、居宅訪問型保育事業は除く)	14条	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭的保育事業者等は、設備、食器等、飲用水について衛生的な管理と衛生上の措置を講じなければならない。</li> <li>家庭的保育事業者等は、感染症や食中毒が発生・まん延しないような措置に努めなければならない。</li> <li>家庭的保育事業所等には、医薬品を備え、管理しなければならない。</li> <li>居宅訪問型保育事業者は、職員の清潔の保持・健康状態を管理しなければならない。</li> <li>居宅訪問型保育事業者は、設備・備品の衛生的な管理に努めなければならない。</li> </ul>	参酌すべき	給食を園で調理し、提供する場合は、保健所の立入検査及び指導を受ける。	国の基準どおりとする

項目	国基準 (条)	国の基準の内容	基準の区分	区の現状	区の考え方（会議の 検討結果の反映）
食事 (一部、居宅訪問型 保育事業 は除く)	15 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育事業者等は、食事を提供するときは、事業所内等で調理する方法で行わなければならない。</li> <li>・家庭的保育事業者等は、食事を提供するときは、献立はできる限り変化に富み、健全育成に必要な栄養素を含有しなければならない。</li> <li>・食事は、栄養・乳幼児の身体的状況・嗜好を考慮したものでなければならない。</li> <li>・調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。</li> <li>・家庭的保育事業者等は、食を営む力の育成に努めなければならない。</li> </ul>	従うべき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設型小規模保育所は左記のとおり実施</li> <li>・家庭的保育者は食事の提供は行っていない。</li> </ul>	国の基準どおりとする
食事の提供の特例 (一部、居宅訪問型 保育事業 は除く)	16 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等の場合、食事の提供を搬入施設での調理・搬入で行うことができる。ただし、当該事業所内等で加熱・保存等の調理設備を備えなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①食事提供の責任が事業者等にあり、受託者と契約内容が確保されていること</li> <li>②栄養士による指導が受けられるなど、必要な配慮が行われること</li> <li>③調理業務の受託者が業務遂行能力を有すること</li> <li>④アレルギー等への配慮、食事の内容や回数などに適切に応じることができること</li> <li>⑤食育の計画に基づく食事の提供に努めること</li> </ul> </li> <li>・搬入施設は、次のいずれかの施設とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①連携施設</li> <li>②当該事業者と同一法人か関連法人が運営する小規模保育事業・事業所内保育事業を行う事業所・社会福祉施設・医療機関など</li> <li>③小中学校、小中学校へ給食を提供する共同調理場</li> </ul> </li> </ul>	従うべき	左記のとおり実施	国の基準どおりとする

項目	国基準 (条)	国の基準の内容	基準の区分	区の現状	区の考え方（会議の 検討結果の反映）
利用者・ 職員の健 康診断	17 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断・臨時の健康診断を行わなければならない。</li> <li>・家庭的保育事業所等の管理者は、入所前に健康診断が行われた場合、それが上記健康診断の全部か一部に相当するときは、その全部か一部を行わないことができる。この場合、管理者は利用開始前の健康診断結果を把握しなければならない。</li> <li>・健康診断を行った医師は、結果を母子健康手帳に記入し、必要な手続きを取ることを事業者等に勧告しなければならない。</li> <li>・家庭的保育事業等の職員の健康診断は、特に食事を調理する者につき、注意を払わなければならない。</li> </ul>	参酌すべき	<p>認可保育所や幼稚園は左記のとおり実施</p> <p>【家庭的保育事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用開始前は母子手帳の記録・直近の健康診断欄のコピーにより健康診断とみなしている。</li> <li>・1歳児2歳児を年2回、連携保育園の健康診断に連れて行く。零歳児は各自、定期健康診断を受診する。結果を児童票に記録する。</li> <li>・家庭的保育事業の職員は健康診断を行っている。</li> </ul>	国の基準どおりとする (認可保育所は児童福祉法に基づき、幼稚園は学校保健法に基づき、利用者・職員の健康診断を実施していることから、地域型保育においても最低限、国の基準に従うべきである。)
内部の規 定	18 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育事業者等は、事業運営の重要事項の規定を定めておかななければならない。</li> </ul> <p>※事業目的、運営方針、教育・保育等の内容、職員、教育・保育等の提供日時と提供しない日、費用の種類・理由・額、利用定員など</p>	参酌すべき	左記のとおり実施	国の基準どおりとする
備える帳 簿	19 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支、処遇の状況などを明らかにする帳簿を整備しなければならない。</li> </ul>	参酌すべき	左記のとおり実施	国の基準どおりとする
秘密保持 等	20 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育事業等の職員と管理者は、正当な理由がなく、業務上知りえた乳幼児や家族の秘密を漏らしてはならない。</li> <li>・職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知りえた乳幼児や家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</li> </ul>	従うべき	左記のとおり実施	国の基準どおりとする
苦情への 対応	21 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育事業者等は、子ども・保護者・子どもの家族からの苦情に対応するため、窓口を設置するなどの措置を講じなければならない。</li> <li>・家庭的保育事業者等は、市区町村から指導・助言を受けた場合は、必要な改善をしなければならない。</li> </ul>	参酌すべき	左記のとおり実施(第三者委員による窓口設置)	国の基準どおりとする

【保育の時間・内容、保護者との連携】（各事業共通）

項目	国基準 (条)	国の基準の内容	基準の区分	区の現状	区の考え方（会議の 検討結果の反映）
保育時間	24 条 (準用)	・1 日につき 8 時間を原則とし、保護者の労働時間や家庭の状況等を考慮して、事業者が定める。	参酌すべき	認可保育所・施設型小規模保育所 11 時間 家庭的保育・グループ型家庭的保育 8 時間 30 分	国の基準どおりとする
保育の内容	25 条 (準用)	・厚生労働大臣が定める指針に準じ、保育を提供しなければならない。	従うべき	左記のとおり実施	国の基準どおりとする
保護者との連携	26 条 (準用)	・保護者と綿密な連絡を取り、保護者の理解・協力を得られるよう努めなければならない。	参酌すべき	左記のとおり実施	国の基準どおりとする

【附則（省令施行から 5 年間）】（各事業共通）

項目	国基準 (条)	国の基準の内容	基準の区分	区の現状	区の考え方（会議の 検討結果の反映）
食事の提供の経過措置	附則 2 条	・認可を得た場合、食事、調理設備、調理員の規定は適用しないことができる。	従うべき	八広ぶどうの木、家庭的保育事業者は食事の提供をしていない	国の基準どおりとする
連携施設の経過措置	附則 3 条	・連携施設の確保が困難で、市区町村が認める場合、連携施設を確保しないことができる。	従うべき	3 歳児以降の継続を前提とした、連携施設を確保している施設等はない	国の基準どおりとする
利用定員の経過措置	附則 5 条	・小規模保育事業 C 型の利用定員を、6 人以上 15 人以下とすることができる。	従うべき	現在、11 人と 15 人の施設である。	国の基準どおりとする